

■所管課等

限定特定行政庁建築物※…①木造：地階を除く階数2以下かつ延べ面積300㎡以下(特殊建築物200㎡以下)かつ高さ16m以下

②木造以外：平家かつ延べ面積200㎡以下

区分	所管	住所	連絡先	詳細
建築確認・検査 建築計画概要書等	北本市都市整備部 建築開発課 指導担当	〒364-8633 北本市本町1-111	TEL 048-591-1111(代) 048-594-5550直 FAX 048-592-4925	限定特定行政庁建築物※の建築 確認・検査・許認可等 概要書の写し・台帳記載証明の発行
	埼玉県 建築安全課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	TEL 048-830-5510 FAX 048-830-4887	昇降機の建築確認・検査、概要書 の写し・台帳記載証明の発行
	埼玉県 越谷建築安全センター	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82	TEL 048-964-5295 FAX 048-964-6517	建築物の定期報告
	埼玉県 越谷建築安全センター 杉戸駐在	〒345-0036 北葛飾郡杉戸町杉戸432	TEL 0480-34-2385 FAX 0480-31-2811	建築物（限定特定行政庁建築物※を 除く）の建築確認・検査・許認可等、 概要書の写し・台帳記載証明の発行
開発許可・適合証明	北本市都市整備部 建築開発課 指導担当	〒364-8633 北本市本町1-111	TEL 048-594-5549直 FAX 048-592-4925	
消防法	埼玉県中央域消防本部 予防課	〒365-0062 鴻巣市箕田1638-1	TEL 048-597-2004 FAX 048-597-3716	
	北本消防署	〒364-0032 北本市緑3-396	TEL 048-592-5005 FAX 048-592-5047	
国道	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所大宮出張所	〒331-0823 さいたま市北区日進3-342-1	TEL 048-663-4935 FAX 048-666-6751	
県道	埼玉県北本県土整備事務所	〒364-0007 北本市東間3-143	TEL 048-540-8200 FAX 048-540-8203	
上水道	桶川北本水道企業団	〒364-0013 北本市中丸6-83	TEL 048-591-2775 FAX 048-592-9232	

■埼玉県・北本市が定めている条例・要綱等

建築基準法に基づく条例	埼玉県建築基準法施行条例（昭和35年9月1日施行）を適用 北本市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成22年10月1日施行） 北本市行政・文化拠点特別用途地区建築条例（平成24年1月1日施行）
建築基準法に基づく規則	埼玉県建築基準法施行細則（昭和36年5月1日施行）を適用 北本市建築基準法施行細則（平成12年4月1日施行）：限定特定行政庁建築物※に適用
中高層建築物の建築に関する要綱	北本市開発行為等の指導に関する要綱に基づく中高層建築物の建築に係る指導基準（平成16年1月1日施行） 埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱（昭和53年10月7日施行） 審査・相談：杉戸駐在（提出先：北本市）

■設計に用いる条件

積雪荷重（垂直積雪量）	30cm（平成12年建設省告示第1455号第2の式※により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値） 垂直積雪量(m)＝0.0005×標高(m)＋0.28
地表面粗度区分	Ⅲ（平成12年建設省告示第1454号第1）
基準風速Vo	30m/s（平成12年建設省告示第1454号第2）
庁舎所在地の経度緯度等	東経139° 31′ 41″ 北緯36° 01′ 36″ 標高24.4m

■その他申請・届出

区分	対象	時期	提出先
都市計画法施行規則第60条に基づく適合証明	市街化区域：敷地面積500㎡以上 市街化調整区域：全て	建築確認申請前まで	北本市
埼玉県震災予防のまちづくり条例に基づく防災計画	高さが31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物	建築確認申請前まで	埼玉県建築安全課 TEL 048-830-5511
☆省エネ適合性判定 ○性能向上計画認定	☆建築物（限定特定行政庁建築物※②を除く） ○認定を希望する場合	☆確認済証交付前まで ○工事着手まで (容積率特例を受ける場合は確認申請前まで)	建築物（限定特定行政庁建築物※を除く）：埼玉県 越谷建築安全センター 限定特定行政庁建築物※①：北本市
埼玉県建築物環境配慮制度（CASBEE埼玉県）	床面積が2,000㎡以上の建築物	工事着手21日前まで	埼玉県建築安全課
埼玉県福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設	工事着手30日前まで	届出提出先：北本市 審査・相談：埼玉県越谷建築安全センター杉戸駐在 完了届提出先：埼玉県越谷建築安全センター杉戸駐在
建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築で床面積500㎡以上他	工事着手7日前まで	建築物（限定特定行政庁建築物※を除く）：埼玉県 越谷建築安全センター杉戸駐在 限定特定行政庁建築物※：北本市
長期優良住宅	認定を希望する場合	工事着手前まで	建築物（限定特定行政庁建築物※を除く）：埼玉県 越谷建築安全センター 限定特定行政庁建築物※：北本市
低炭素建築物新築等計画	認定を希望する場合	工事着手前まで	建築物（限定特定行政庁建築物※を除く）：埼玉県建築安全課 限定特定行政庁建築物※：北本市

用途地域 48条	建蔽率 53条	容積率 52条	道路容積 率制限 52条2項	絶対高さ 55条1項	道路斜線 56条1項1号		隣地斜線 56条1項2号	北側斜線 56条1項3号	日影規制 56条の2			
					適用距離				対象	種別	測定面	
第一種低層住居専用地域	50	80	4/10	10m	1.25	20m	－	5m+1.25	3h・2h	軒7m超又は 階数3以上	1	1.5m
第一種低層住居専用地域 (宮内1、本宿4、中丸5の区画整理事業完了区域及び久保区画整理事業区域内)	50	100	4/10	10m	1.25	20m	－	5m+1.25	4h・2.5h	軒7m超又は 階数3以上	2	1.5m
第一種中高層住居専用地域 (南団地)	60	150	4/10	－	1.25	20m	20m+1.25	－	3h・2h	高さ10m超	1	4m
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	200	4/10	－	1.25	20m	20m+1.25	－	4h・2.5h	高さ10m超	2	4m
第一種住居地域 第二種住居地域	60	200	4/10	－	1.25	20m	20m+1.25	－	4h・2.5h	高さ10m超	1	4m
準住居地域	60	200	4/10	－	1.25	20m	20m+1.25	－	4h・2.5h	高さ10m超	1	4m
近隣商業地域	80	200	6/10	－	1.5	20m	31m+2.5	－	5h・3h	高さ10m超	2	4m
商業地域	80	400	6/10	－	1.5	20m	31m+2.5	－	－	－	－	－
準工業地域	60	200	6/10	－	1.5	20m	31m+2.5	－	5h・3h	高さ10m超	2	4m
工業専用地域	60	200	6/10	－	1.5	20m	31m+2.5	－	－	－	－	－
無指定地域	60	200	4/10	－	1.25	20m	20m+1.25	－	5h・3h	高さ10m超	3	4m
無指定地域(中丸6丁目)	50	80	4/10	－	1.25	20m	20m+1.25	－	3h・2h	軒7m超又は 階数3以上	1	1.5m
無指定地域(公園、緑地等)	50	100	4/10	－	1.25	20m	20m+1.25	－	4h・2.5h	高さ10m超	2	4m

建築基準法第22条の指定区域	市街化区域全域（準防火地域を除く。昭和48年埼玉県告示第1850号）、法第23条も適用されます。						
建築基準法第68条の2に基づく 地区計画等に係る条例 根拠条例： 北本市地区計画区域内における 建築物の制限に関する条例	地区整備計画区域	地区	用途の制限 (法別表第2)	敷地面積の 最低限度	壁面後退		高さの 最高限度
					道路	隣地	
	緑一丁目・本町四丁目地区	A地区	(い) 項第7号	130㎡	1.0m	0.5m	－
		B地区	(に) 項第5・6号 (ほ) 項第2・3号	130㎡	1.0m	0.5m	－
	下石戸一丁目・緑三丁目地区	A地区	(い) 項第7号	130㎡	1.0m	0.5m	15m
		B地区	(に) 項第5・6号 (ほ) 項第2・3号	130㎡	1.0m	0.5m	－
	下石戸一丁目地区	－	(い) 項第7号	130㎡	1.0m	0.5m	15m
	緑四丁目・下石戸五丁目地区	A地区	(い) 項第7号 (に) 項第2・5・6号	130㎡	1.0m	0.5m	15m
		B地区	(い) 項第7号	130㎡	1.0m	0.5m	－
	二ツ家一丁目・二丁目地区	A地区	(に) 項第5・6号	130㎡	1.0m	0.5m	－
B地区		(い) 項第7号 (に) 項第2・5・6号	130㎡	1.0m	0.5m	15m	
C地区		(い) 項第7号	130㎡	1.0m	0.5m	－	
※届出の提出先は 都市計画課都市計画担当	中丸六丁目・二ツ家二丁目地区	－	(い) 項第7号	130㎡	1.0m	0.5m	－
建築基準法第69条に基づく 建築協定区域 根拠条例：北本市建築協定条例 ※届出の提出先は各区域の協定運営委員会	建築協定区域		協定で定めている主な事項				
	本町7丁目・8丁目建築協定		用途、階数、高さ、壁面位置、塀				
	北本東原団地建築協定(下石戸5丁目)		用途、階数、高さ、壁面位置、建蔽率、容積率、垣柵				
	コモンライフ北本建築協定(二ツ家2丁目)		用途、階数、高さ、壁面位置、附属建築物、建蔽率、容積率、垣柵				
建築基準法施行令第80条の3に 基づく土砂災害特別警戒区域	区域名称		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			指定年月日	
	石戸宿一丁目1		急傾斜地の崩壊			平成20年3月28日	
	石戸宿六丁目1		急傾斜地の崩壊			平成25年1月22日	
	区域指定の関係図書は、北本市土整備事務所で縦覧できます（HPでも閲覧可）。市土砂災害ハザードマップでも確認できます。						